

●香川県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

令和5年2月3日

香川県知事 池田 豊人

変更年月日	事業所（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	変更前	変更後		
令和4年 12月21日	訪問看護ステーション 絆 東かがわ市土居 105番地木村ビル 1階東側1号室	訪問看護ステーション 絆 東かがわ市小砂 509番地1	株式会社 絆 代表取締役 山下由奈 さぬき市津田町津田23番地5	訪問看護介護予防訪問看護
令和5年 1月1日	長尾町老人介護支援センター さぬき市昭和1005番地5	長尾町老人介護支援センター さぬき市昭和1037番地2	医療法人社団 春熙堂 理事長 間島是武 さぬき市長尾東1111番地2	居宅介護支援